



平成 21 年 3 月 13 日

各 位

本店所在地 堺市堺区戎島町 4 丁 45 番地の 1  
会社名 株式会社 ユークス  
(コード番号 4334 ヘラクレス)  
代表者名 代表取締役社長 谷 口 行 規  
問合せ先 常務取締役 品 治 康 隆  
電話番号 0 7 2 ( 2 2 4 ) 5 1 5 5 (代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 4 月 28 日開催予定の第 17 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
- ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
  - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
  - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (2) 当社は、当事業年度末現在、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社に該当いたしません。コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、変更定款第 4 条(機関)のとおり監査役会および会計監査人を設置することといたしたく、変更案第 30 条(常勤の監査役)、第 31 条(監査役会)、第 34 条(会計監査人の選任)ならびに第 35 条(会計監査人の任期)を新設するものであります。
- (3) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 21 年 4 月 28 日(火)  
定款変更の効力発生日 平成 21 年 4 月 28 日(火)

以 上

(別紙)

現行	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>① 取締役会</p> <p>② 監査役</p> <p>〔新 設〕</p> <p>〔新 設〕</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 〔現行どおり〕</p> <p>① 〔現行どおり〕</p> <p>② 〔現行どおり〕</p> <p>③ <u>監査役会</u></p> <p>④ <u>会計監査人</u></p>
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p>	<p>〔削 除〕</p>
<p>第8条 〔条文省略〕</p>	<p>第7条 〔現行どおり〕</p>
<p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p>2 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>(单元株式数)</p> <p>第8条 〔現行どおり〕</p> <p>〔削 除〕</p>
<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>④ <u>第11条に定める請求をする権利</u></p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① 〔現行どおり〕</p> <p>② 〔現行どおり〕</p> <p>③ 〔現行どおり〕</p> <p>④ <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>第11条～第12条 〔条文省略〕</p>	<p>第10条～第11条 〔現行どおり〕</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 〔現行どおり〕</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、<u>公告</u>する。</p> <p>〔削 除〕</p>

<p><u>きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p>	
<p>第14条～第27条 [条文省略]</p>	<p>第13条～第26条 [現行どおり]</p>
<p>第5章 監査役 第28条～第30条 [条文省略]</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第27条～第29条 [現行どおり]</p>
<p>[新 設]</p>	<p>(<u>常勤の監査役</u>) 第30条 <u>監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>[新 設]</p>	<p>(<u>監査役会</u>) 第31条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>
<p>第31条～第32条 [条文省略]</p>	<p>第32条～第33条 [現行どおり]</p>
<p>[新 設] [新 設]</p>	<p>第6章 会計監査人 (<u>会計監査人の選任</u>) 第34条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
<p>[新 設]</p>	<p>(<u>会計監査人の任期</u>) 第35条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>第6章 計算 第33条～第36条 [条文省略]</p>	<p>第7章 計算 第36条～第39条 [現行どおり]</p>
<p>附 則 [新 設]</p>	<p>附 則 第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p>

〔新 設〕	<u>第2条</u> 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。
〔新 設〕	<u>第3条</u> 本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。